

### 6-3 学生の受け入れ

- A群・大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性
- A群・入学者受け入れ方針と大学・学部等の理念・目的・教育目標との関係
- B群・入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係
- B群・入学者選抜試験実施体制の適切性
- B群・入学者選抜基準の透明性
- C群・入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況
- B群・各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況
- C群・科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性

現在では一般入試（約320名）の他に大学入試センター試験利用入試（30名）に加えて、青山学院高等部からの併設校推薦入試、指定校推薦入学（約50名）、全国高等学校キリスト者推薦入学（各校1名以内）、スポーツ能力に優れた者の入試（10名以内）、海外就学経験者入試（10名以内）、外国人留学生入試（若干名）の計8種類の方法により、入学者の選抜が行われている（「大学基礎データ」表13・15）。その他、編入学、科目等履修生も受け入れる体制を整えている。

一般入試では、筆記試験の総合点によって順位をつけて合否を決めている。その他の指定校推薦・海外就学経験者・外国人留学生入試では、書類審査・面接・筆記、全国高等学校キリスト者推薦・スポーツに優れた者の入試では、第一次審査で書類審査、第二次審査で面接・筆記試験を実施している。そしてこれらの試験については、書類審査と面接を重視し、筆記試験の総合点が良好でも、面接点が極めて低い場合には不合格とされることもある。面接重視は、本学部が入学希望者の意欲・適正等を筆記試験のみによらず多面的に評価しようとする姿勢を持つことのあらわれである。なお、併設校推薦入試は、書類選考により合否を決定している。合格者決定は、本学部入試判定資料作成委員会が原案を作成し、それについて教授会が実質的に決議する、という経緯をとってなされる。学生の受け入れ時期は一般入試や日本の高校・予備校に通う受験生に対する各種推薦入学試験ではほぼ適切に設定

されているといえようが、海外就学経験者や外国人留学生特別選抜入試の時期については、早めるべきか否かの検討が必要となっている。

各試験による合格者は、次の通りである。2006年には、一般入試は募集定員350名のところ志願者4,405名で入学者356名、指定校推薦は募集定員50名のところ志願者69名で合格者69名、キリスト者推薦では募集定員若干名のところ志願者1名で合格者1名、スポーツに優れた者推薦入試では定員10名のところ志願者16名で合格者10名、海外就学経験者・外国人留学生入試では定員10名のところ合格者志願者34名で入学者数は8名となっている（「大学基礎データ」表13）。

以上のデータによると、一般入試志願者数については、2004・2005年度と3,000名台に落ち込んでいたが、2006年度には4,405名（前年比+423名）となっている。これは、後述するような本学部の取組が落ち着きを見せた結果なのか、今後を見守りたい。

公正を確保するための各種データ（志願者数に対する合格者数、一般入試試験問題の傾向など）、また受け入れ方針、入学者選抜の内容、方法についても、広報入試センターから発行される『入学試験データ&ガイド』に示される。また、受験生から要望があれば、その得点及び合格最低点について成績を開示し、説明責任を果たしている。

受け入れ学生の多様化を狙い、教育水準を一定以上に維持することも同じく重要である。本学部では、推薦入学対象者に対しては、大学での学習に対応できるよう、レポートこそ課していないが、入学時まで読んでおくべき図書を指定している。また、スポーツ推薦入学者に対しては、とくに大学における勉強を重視するよう、各教員を通して日常的に指導が行われている。

本学部の志願者・合格者・入学者数の推移、ならびに学部の入学者の構成については、一般入試者が68.7%、併設校からの入学者が14.3%、その他推薦者が15.4%、海外就学経験者・留学者が1.5%となっている（「大学基礎データ」表15）。青山学院高等部との関連性については内部進学によって担保され、また国際化など近年の社会的要請に配慮し、留学生、編入学、転学部など適正な選抜制度で対処していることが示される。ただ、他学部からの転部・編入学については、受け入れ制度はあるものの、結果に結びついていない。

本学部では、**入試検討委員会**が設けられており、ここから、**各入学者選抜方法、それらによる入学者のその後の成績や単位修得状況の追跡調査、選抜方法改善策の教授会への提案**などが行われている。

最近では、**指定校推薦入試と一般入試の方式について改善**がなされた。具体的には、指定校推薦入試では、入学後の成績が芳しくない学生が多い指定校見直しを実現した。また、一般入試B方式（英語の重視と文章読解と論述力中心の方式）による入学者については、入学後の単位修得状況が思わしくないという調査結果を踏まえて、2004年度入試よりA・B方式のうちB方式を止めて一本化した方式に改めた。2005年度から開始した大学入試センター試験利用入試導入は、全国展開される入試会場で受験が可能であるため、首都圏以外の受験生にも容易に受験の機会が与えられた。近年は受験生のほとんどがセンター試験を利用している状況から学部としては導入後の結果が興味深く、センター試験合格者の追跡調査をもとに今後の方向を検討してゆきたい。2002年度からは海外就学経験者入試を開始し、海外における正規の学校教育を受け、かつ英語の能力はもとより日本語能力、論理的思考能力の高い学生を受け入れる方向を進めている。このように多様化する入試について、**地道な検証をして改善へ繋げる努力**をしている。

**入試問題作成体制**については、全学的な体制に倣っており、とくに本学部独自の体制が確立されているわけではない。しかしながら、同一の出題者が複数年にわたって同一の分野の出題を担当することのないような配慮がなされている。

一方、社会人の生涯学習への対応としては、科目等履修生及び編入生の制度を社会人にも適用して

いるのみで、社会人入試や、学部定員の中に社会人枠を設けるようなことはしていない。

A群・学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性

A群・定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況

B群・定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況

A群・退学者の状況と退学理由の把握状況

収容定員に対する在籍学生数の比率は1.23倍である(「大学基礎データ」表14)。編入学生の受け入れもしているが、例年若干名となっている(『大学資料集』)。

推薦入学者数の全体における割合は、2006年度の場合29.7%であり、適正であると思われる。2006年度における海外就学経験者・留学生の本学部への受入数は8名である(「大学基礎データ」表15)。

前述の定員・在籍学生数は、**一定水準の学力をもつ学生を受け入れるという本学部の目的から見ると、ほぼ適切である**といえ、また、推薦入学者の割合も、全体から見ると適切といえる。だが多様性の達成という目的から見ると、若干問題があるかもしれない。「キリスト教信仰にもとづく教育」という学院の理念から見ると、全国高等学校キリスト者推薦入学者数は少なすぎるかもしれない。しかし、青山学院の精神の基で教育された併設校からの入学者の存在を考慮すれば、適切ともいえる。カリキュラムでは国際化・ボーダレス化への対応を謳っているが、その点に鑑みると、海外就学経験者や外国人留学生の受入定員や在籍者数は明らかに少なすぎる。

本学部全体としての収容定員数に対する在籍者数の比率は1.23倍、入学定員に対する1年次生の数の比率は1.14倍、2～4年次の学部学生数の比率は1.28倍と算出される(「大学基礎データ」表14)。しかしコース制をとっているため、実質的弊害はないといえる。また定員と編入学生数との比率は、募集定員が若干名であることを考慮すると、ほぼ適正であると考えられる。

科目等履修生については、多種多様な科目をもつ文学部に比べれば志願・合格者数が少ない。また、採用された履修生も、履修科目数・履修単位数の平均が他の学部比べて少ない。本学部の科目の専門性が高すぎることも一因であろうが、本学部において社会人を受け入れる唯一の制度として機能しておらず、目標とする教育効果の観点からすると、志願者・採用者数の少なさは問題であり、改善の余地がある。なお、本学部では社会人のみを対象とした入試制度は実施していない。

海外就学経験者入試による在籍者数は現在27名で、留学生は10名在籍している(「大学基礎データ」表16)。試験時期を早めるか否か、募集人員を増やすか否か、増やすとすればどの程度か等の入学者選抜方法の改善については、入試検討委員会で検討されている。

受け入れた学生が卒業せずに退学することもあるが、その数はここ数年30名程度となっている(「大学基礎データ」表17)。そのうち2年次での退学が半数を占めている。入学を許可した者のうち学業半ばで残念ながら退学を余儀なく選択する学生の理由は、病気、経済的理由、留年、他大学進学、修学の意思なし、死亡等さまざまである。**退学願いが提出された場合、その状況を調査し本人の意思に反し学業継続ができない場合には、極力相談に応じるよう努力している。**しかしながら数字の上で2年生に退学者が多いのは、すでに記述した「**修得単位僅少者**」**に対しての措置のゆえである。**この措置は2年間をかけて修学の意欲を喚起したにもかかわらず、学業継続の意欲がなく、2年次までに必要とする単位修得が不可能である者に対して取られるもので、保証人への状況説明も十分に実施して

## 6. 法学部

いる。この場合は本人の将来のためにも早い段階で方向転換を促すのが教育と考えている。